

別 添 資 料

目 次

- 1 文化財保護法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 既存調査報告書等リスト（地域計画）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 3 ワークショップ企画案（地域計画）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 4 文化財所有者アンケート調査票（地域計画）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
- 5 令和6年能登半島地震における文化財被災状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 ページ
- 6 富山市文化財保護条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 ページ
- 7 富山市文化財保護条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32 ページ
- 8 富山市の文化財の指定における基本的な考え方の整理について・・・・・・・・ 35 ページ
- 9 富山市内指定文化財一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41 ページ

1 文化財保護法（抄）

（文化財保存活用地域計画の認定）

第百八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

（以下略）

（協議会）

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」と

いう。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(平三〇法四二・追加)

2 既存調査報告書等リスト

【文化庁の調査報告書等】

No.	書名	編著者	出版者	出版年	Web閲覧
1	天然記念物緊急調査 第16巻 富山県	文化庁	文化庁	1973	
2	近代遺跡調査報告書 エネルギー産業	文化庁文化財部記念物課	文化庁文化財部	2016	
3	近代遺跡調査報告書 軽工業 第2分冊	文化庁文化財部記念物課	文化庁文化財部	2015	
4	近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書	近代の庭園・公園等の調査に関する検討会	文化庁文化財部記念物課	2012	○
5	採掘・製造・流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)	採掘・製造・流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究会		2010	○
6	平成28年度 伝統的生活文化実態調査事業報告書		文化庁文化財部伝統文化課	2017	○
7	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する検討委員会	文化庁文化財部記念物課	2003	○
8	名勝に関する総合調査		文化庁文化財部記念物課	2013	○

【富山県の調査報告書等】

No.	書名	編著者	出版者	出版年	Web閲覧
1	富山県の民謡	黒坂富治	北日本新聞社	1979	
2	富山県の曳山	富山県教育委員会	富山県教育委員会	1976	
3	富山県民俗分布図	富山県教育委員会	富山県教育委員会	1977	
4	富山県の獅子舞	富山県教育委員会	富山県教育委員会	1979	
5	富山県の民家(1970)	富山県教育委員会	富山県教育委員会	1970	
6	富山県の民家(1980)	富山県教育委員会	富山県教育委員会	1980	
7	富山県歴史の道調査報告書	富山県教育委員会	富山県教育委員会	1979-1981	
8	富山県の近世社寺建築	富山県教育委員会	富山県教育委員会	1981	
9	富山県民謡緊急調査報告書	富山県教育委員会	富山県教育委員会	1985	
10	富山県の諸職	富山県教育委員会	富山県教育委員会	1989	
11	富山県の民具	富山県教育委員会	富山県教育委員会	1992	
12	富山県の民俗芸能	富山県教育委員会	富山県教育委員会	1992	
13	富山県の近代和風建築	富山県教育委員会	富山県教育委員会	1994	
14	富山県の近代化遺産	富山県教育委員会文化課	富山県教育委員会	1996	
15	富山県の地質鉱物	富山県教育委員会文化課	富山県教育委員会	1996	
16	富山県恐竜足跡化石調査報告書(増補版)		富山県恐竜足跡化石協議会	2000	
17	富山県恐竜化石試掘調査報告書	富山県恐竜足跡化石調査団	富山県恐竜足跡化石調査団	2002	
18	富山県の祭り・行事	富山県教育委員会文化財課	富山県教育委員会	2002	
19	富山の土蔵	富山県教育委員会	富山県教育委員会	2003	
20	遺跡が語る富山の歴史	富山県教育委員会	富山県教育委員会	1991	
21	富山県中世城館遺跡総合調査報告書	富山県埋蔵文化財センター	富山県埋蔵文化財センター	2006	
22	立山・黒部山岳遺跡調査報告書	富山県埋蔵文化財センター	富山県埋蔵文化財センター	2016	
23	とやまの土蔵(とやま文化財百選シリーズ)	富山県教育委員会	富山県教育委員会	2005	
24	とやまの獅子舞(とやま文化財百選シリーズ)	富山県教育委員会文化財課	富山県教育委員会文化財課	2006	○
25	とやまの祭り(とやま文化財百選シリーズ)	富山県教育委員会生涯学習・文化財室	富山県教育委員会生涯学習・文化財室	2007	○
26	とやまの年中行事(とやま文化財百選シリーズ)	富山県教育委員会生涯学習・文化財室	富山県教育委員会生涯学習・文化財室	2008	○
27	とやまのお城(とやま文化財百選シリーズ)	富山県教育委員会生涯学習・文化財室	富山県教育委員会生涯学習・文化財室	2009	○
28	とやまの歴史的まちなみ(とやま文化財百選シリーズ)	富山県教育委員会生涯学習・文化財室	富山県教育委員会生涯学習・文化財室	2011	○
29	とやまの名勝(とやま文化財百選シリーズ)	富山県教育委員会生涯学習・文化財室	富山県教育委員会生涯学習・文化財室	2012	○
30	富山県の築山・曳山・行燈行事	富山県の祭り・行事活性化マスタープラン策定委員会	富山県教育委員会文化財課	2005	
31	富山県の獅子舞芸能と祭礼	富山県の獅子舞活性化マスタープラン研究委員会	富山県教育委員会文化財課	2006	
32	富山県の祭礼行事	富山県の祭り活性化マスタープラン研究委員会	富山県教育委員会生涯学習・文化財室	2007	
33	富山県の歳時	富山県の年中行事活性化マスタープラン研究委員会	富山県の年中行事活性化マスタープラン研究委員会	2008	
34	越中万葉歌碑まっぷ	富山県教育委員会生涯学習・文化財室	富山県教育委員会生涯学習・文化財室	2010	○
35	とやまの曳山	とやまの文化遺産魅力発信事業実行委員会	とやまの文化遺産魅力発信事業実行委員会	2018	
36	富山県方言収集緊急調査				○

【富山市(旧市町村含む)の自治体史・調査報告書等】

①富山市(旧富山市含む)

No.	書名	編著者	出版社	出版年	備考
1	富山市史 第1巻～第5巻	富山市史編修委員会・富山市	富山市	1960-1980	
2	富山市史 通史 上巻・下巻	富山市史編さん委員会	富山市	1987	
3	富山市の文化財	富山市教育委員会	富山市教育委員会	1962	
4	富山市の年中行事(富山市の文化財シリーズ)	富山市教育委員会	富山市教育委員会	1967	
5	富山の「年中行事」・「人の一生」	民俗のグループ	富山市教育委員会	1972	
6	富山市の民謡	黒坂富治	富山市教育委員会	1976	
7	富山藩文化財資料集	富山市教育委員会	富山市教育委員会	1978	
8	富山市の「文化財・史跡案内」	富山市教育委員会	富山市教育委員会	1988	
9	富山のわらべうたとあそび	民俗のグループ	富山市教育委員会	1974	
10	富山市石仏石塔等調査中間報告書 第1冊～第3冊	京田良志, 民俗サークル	富山市教育委員会	1976-1979	
11	富山市石仏とところどころ	富山市教育委員会	富山市教育委員会	1985	
12	富山市石仏・石塔等分布	富山市教育委員会	富山市教育委員会	1983	
13	岩瀬の石仏	岩瀬枝下「郷土を学ぶ教室」石仏調査グループ	富山市教育委員会	1990	
14	富山市ふるさと歴史map	富山市教育委員会生涯学習課	富山市教育委員会生涯学習課	2016	
15	富山市日本海文化研究所紀要 第3号 富山市内廻船問屋調査報告書	富山市日本海文化研究所	富山市日本海文化研究所	1989	
16	富山市日本海文化研究所紀要 第5号 富山湾沿岸漁業民俗調査報告書	富山市日本海文化研究所	富山市日本海文化研究所	1992	
17	富山市日本海文化研究所紀要 第7号 歴史的町並みの調査記録報告書	富山市日本海文化研究所	富山市日本海文化研究所	1994	
18	富山市日本海文化研究所紀要 第8号 富山湾岸における越前式笠付墓標分布調査報告書	富山市日本海文化研究所	富山市日本海文化研究所	1995	
19	富山市日本海文化研究所紀要 第9号 富山湾沿岸船絵馬調査報告書	富山市日本海文化研究所	富山市日本海文化研究所	1996	
20	富山市日本海文化研究所紀要 第11号 草島道調査報告書	富山市日本海文化研究所	富山市日本海文化研究所	1998	
21	水橋町郷土史 第1巻・第2巻	水橋町	水橋町	1966	
22	埋蔵文化財包蔵地一覧				約1,050か所 Web閲覧可

②旧大沢野町

No.	書名	編著者	出版社	出版年	備考
1	大沢野町誌 上巻・下巻	大沢野町誌編纂委員会	大沢野町	1958	
2	大沢野町誌 現代	大沢野町	大沢野町	1986	
3	大沢野町史	大沢野町史編さん委員会	大沢野町	2005	
4	大沢野町史 資料編	大沢野町史編さん委員会	大沢野町	2005	
5	みちばたの文化財	三木睦子	大沢野町	1986	

③旧大山町

No.	書名	編著者	出版社	出版年	備考
1	大山町史	大山町史編纂委員会	大山町	1964	
2	大山の歴史	大山の歴史編集委員会	大山町	1990	
3	大山の文化財めぐり	大山町教育委員会	大山町教育委員会	1990	
4	大山町の石仏 第一集・第二集	大山町教育委員会	大山町教育委員会	1991・1993	
5	ふるさと再発見 I	大山町自治振興会連合会ふるさと再発見I増改訂版編纂委員会	大山町教育委員会	2003	
6	ふるさと再発見 II	大山町自治振興連合会昔在の村落及び郷土芸能保存会	昔在の村落及び郷土芸能保存会	1997	
7	ふるさと再発見 III	ふるさと再発見パートⅢ編纂と文化遺産等の発掘調査委員会	大山町	1999	
8	ふるさと再発見 IV	ふるさと再発見パートⅣ編纂と文化遺産等の発掘調査委員会	大山町	2001	
9	ふるさと再発見 V	ふるさと再発見パートⅤ編纂と文化遺産等の発掘調査委員会	大山町	2002	
10	ふるさと再発見 VI	大山町自治振興会連合会	大山町	2004	

④旧八尾町

No.	書名	編著者	出版社	出版年	備考
1	八尾町史	八尾町史編纂委員会	八尾町	1967	
2	八尾町史 続	続八尾町史編纂委員会	八尾町	1973	
3	八尾の方言で語る伝承料理	八尾町	八尾町	1985	
4	私たちが見出した八尾町に遺したい文化財候補者たち 平成7年(1995)	八尾町婦人ボランティア講座	八尾町教育委員会	1995	

⑤旧婦中町

No.	書名	編著者	出版社	出版年	備考
1	婦中町史 上巻・下巻	婦中町史編纂委員会	婦中町	1967・ 1968	
2	婦中町史 通史編	婦中町史編纂委員会	婦中町	1996	
3	婦中町史 資料編	婦中町史編纂委員会	婦中町	1997	
4	ふるさとの文化遺産 上巻・下巻	婦中町婦人ボランティア講座(ふるさと愛護)	婦中町教育委員会	1990	
5	婦中町文献総合目録 一～三	婦中町史編纂室	婦中町史編纂委員会	1997	
6	婦中町の文化財	婦中町教育委員会	婦中町教育委員会	2000	
7	婦中町れきしのかおり	なかたに印刷	婦中町教育委員会	2005	

⑥旧山田村

No.	書名	編著者	出版社	出版年	備考
1	山田村史 上巻・下巻	山田村史編纂委員会	山田村	1984・ 1981	
2	山田村史 現代編	山田村史編纂委員会	富山市山田総合行政センター	2006	
3	山田村郷土史	山田村教育委員会	山田村教育委員会	1996	

⑦旧細入村

No.	書名	編著者	出版社	出版年	備考
1	細入村史 上巻 通史編	細入村史編纂委員会	細入村	1987	
2	細入村史 下巻 史料編	細入村史編纂委員会	細入村	1989	
3	細入村史 通史編(続編)	細入村史編纂委員会	細入村	2005	

3 ワークショップ企画案（富山市文化財保存活用地域計画策定事業）

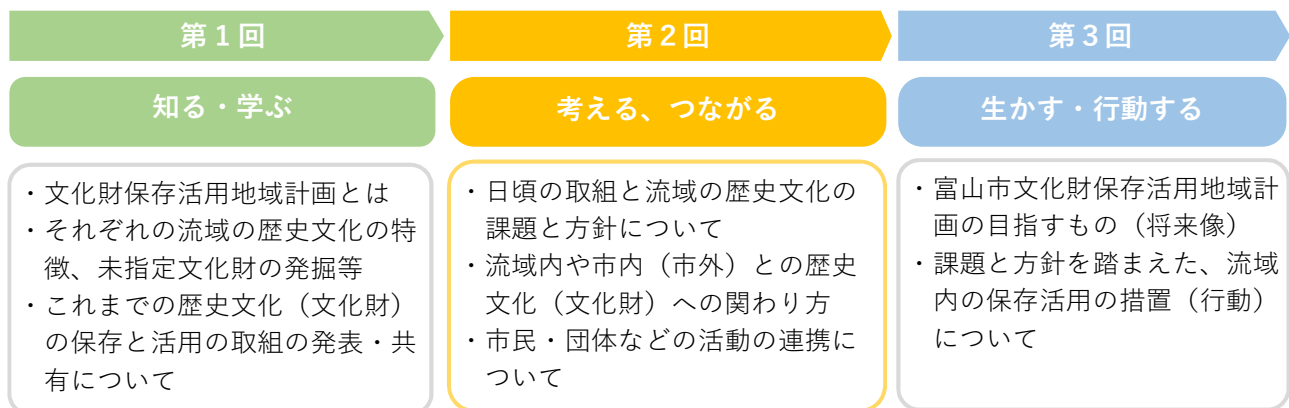
■ワークショップの目的

- ①本市は7市町村が合併して誕生し、広域な市域を有することから、文化財を生かしたまちづくりの連携を図ることを目的に、広範囲を対象とした、市民参加のワークショップを開催する。（未指定文化財の発掘、市民の心の拠り所の発掘を含む）
- ②関連文化財群の設定等にかかるワークショップを想定し、地域住民や関係する文化財の保存活用の担い手、庁内他部署と、一体的に方針・措置を検討し、行動につなげていく場づくりを行う。

■令和6年度ワークショップの企画（案）

神通川・常願寺川流域のストーリー（関連文化財群）を検討するワークショップ

- 神通川流域の歴史文化のストーリー（関連文化財群）を検討するためのワークショップ。
- 常願寺川流域の歴史文化のストーリー（関連文化財群）を検討するためのワークショップ
- ・それぞれの流域、計2箇所各3回のワークショップを想定。
- ・ワークショップの参加者は、流域内の地域住民（地域団体）、関係する文化財の保存活用担い手（保存団体等）、庁内他部署の職員、民間団体（教育・産業・観光等）を想定。



4 文化財所有者アンケート調査票

富山市文化財保存活用地域計画策定に伴うアンケート調査

文化財所有者の皆様

ご協力のお願い

富山市では現在、指定・登録文化財や未指定の文化財の保存活用を考えていくために、「富山市文化財保存活用地域計画」の策定を目指しています。


策定にあたっては、文化財の保存と活用の現状について把握するために、指定・登録文化財所有者の皆様にも、アンケートをさせていただきたいと考えております。お忙しい中恐縮ですが、何卒ご協力よろしくお願いいたします。

なお、後日、本アンケート結果をもとに、直接ヒアリングをお願いする場合がございます。その際は改めてご相談させていただきます。

令和6年1月

令和6年2月20日(火)までに、

下記の①または②のどちらかの方法で、ご回答をお寄せください。

①郵送 でご回答の場合	この調査票に直接ご回答をご記入いただき、同封の返信用封筒に入れ、ご投函ください。
②インターネット でご回答の場合	下記のQRコードまたはURLアドレスから、ご回答サイトへお進みください。 ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。 <URL> https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/heeyXovQ 

《ご記入にあたってのお願いなど》

- 設問に従い、あてはまる回答の番号に○をつけてください。
- 「その他」や記述式の項目では、所定の欄に具体的な内容をご記入ください。
- 回答の記入は、ボールペンや濃い鉛筆でしっかりと書いてください。
- アンケートに記載していただく個人情報には本目的以外の利用はいたしません。また、ご回答のプライバシーに関わる内容を公表することは一切ありません。
- ご回答いただいたアンケート結果につきましては、個人が特定できないかたちで、後日、市ホームページや「富山市文化財保存活用地域計画」などで公表します。
- ご不明な点がございましたら、お問い合わせ先へご連絡ください。

[お問い合わせ先]

富山市教育委員会事務局 生涯学習課文化財係

電話:076-443-2138(直通) ※平日 8:30 から 17:15

Mail:syogaigaku-01@city.toyama.lg.jp

調査受託先:ランドブレイン株式会社

調 査 票

所有されている文化財、所有者様についてお尋ねします

- 1-1 「別紙 対象文化財一覧」(以下、「別紙」)に記載されている文化財 No. をご記入ください。(例：G2、P5、C7など、複数ある場合はすべて)

--

- 1-2 本調査票にご回答くださる方のお名前およびご連絡先(電話番号)をご記入ください。

※後日、本アンケート結果をもとに、直接ヒアリングをお願いする場合があります。その際は改めてご相談させていただきます。

お名前	
電話番号	

- 1-3 別紙に記載されている「文化財所在地」「所有者名」等の情報に変更はありますか。変更がある場合、現在の情報を()にご記入ください。

※「所有者」には文化財の所有者および無形民俗文化財の保持者(保持団体)が含まれます。

※文化財所在地や所有者のお名前・ご住所等に変更がある場合は変更届の提出が必要です。(後日ご連絡する場合があります)

文化財所在地	1. なし
	2. あり()
所有者名	1. なし
	2. あり()
その他 (送付先が異なる場合など)	1. なし
	2. あり()

- 1-4 所有者(日常主に管理されている方)の年代をご記入ください。
(あてはまるもの1つに○)

1. 20代	2. 30代	3. 40代
4. 50代	5. 60代	6. 70代以上

文化財を所有していること意識についてお尋ねします

2-1 文化財を所有していることについて、「誇らしい」と感じていますか。

(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|------------|---------------|
| 1. あてはまる | 2. ややあてはまる |
| 3. どちらでもない | 4. あまりあてはまらない |
| 5. あてはまらない | |

2-2 文化財を所有していることについて、「負担である」と感じていますか。

(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|------------|---------------|
| 1. あてはまる | 2. ややあてはまる |
| 3. どちらでもない | 4. あまりあてはまらない |
| 5. あてはまらない | |

所有している文化財の課題についてお尋ねします

3-1 所有する文化財の保存や活用など全般に関する課題について、お答えください。

(あてはまるもの全てに○)

- | |
|------------------------------|
| 1. 人手が足りず、日常の維持管理ができない |
| 2. 維持管理や修繕にかかる費用負担が大きい |
| 3. 修繕が必要な状態であるが、対応できていない |
| 4. 後継者がいないという問題を抱えている |
| 5. 困った際に、相談できる人がいない |
| 6. 防災・防犯対策の負担が大きい(金銭面も含めて) |
| 7. 適切な保管場所と保管方法が分からず困っている |
| 8. 見学や貸出等の希望への対応が大変である |
| 9. 積極的に文化財を公開、周知したいが方法がわからない |
| 10. 行政等の支援情報が不足している |
| 11. とくに困っていない |
| 12. わからない |
| 13. その他() |

日常の維持管理についてお尋ねします

4-1 日頃の維持管理に携わっている人数を教えてください。(あてはまるもの1つに○)
※無形民俗文化財の場合は、担い手の数をお答えください。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1. 1人いる | 2. 2人いる |
| 3. 3人いる | 4. 4人いる |
| 5. 5人以上いる | 6. 日常的な維持管理はしていない |
| 7. 必要だが、いない | 8. その他() |

【4-1で1.~5.いと回答された方】

4-2 日常の維持管理を行う上で、関係者以外の方からの協力を受けている先があれば、
教えてください。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 地域の住民(個人) | 2. 地域の住民(団体) |
| 3. 大学 | 4. 企業 |
| 5. その他() | |

【4-1で7.必要だが、いないと回答された方】

4-3 どのような理由ですか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 協力を得る方法がわからない | 2. 金銭面の問題がある |
| 3. ふさわしい人がいない | 4. 協力を求めているが、集まらない |
| 5. その他() | |

所有している文化財の保存・活用についてお尋ねします

5-1 所有する文化財の保存に関する取組みの現状について、お答えください。
(あてはまるもの全てに○)

- | |
|------------------------------|
| 1. 定期的に点検をしている |
| 2. 地域住民と協力して保存の取組みをしている |
| 3. 破損などが確認された場合、速やかに修繕を行っている |
| 4. 温湿度の管理をし、適切な保管環境を整えている |
| 5. 特に何もしていない |
| 6. その他() |

5-2 所有する文化財を現在どのように活用されていますか。

(あてはまるもの全てに○)

1. 一般公開している
2. HP 上で紹介している
3. 地域と協力してイベントなど取組みを行っている
4. 文化財に関連する講座を行っている
5. グッズなどの製作・販売をしている
6. 特に何もしていない
7. その他()

5-3 今後、所有する文化財の活用についてどのようにお考えですか。

(あてはまるもの1つに○)

1. 積極的に活用していきたい
2. 行事や特定期間に限って、活用していきたい
3. 申し出や予約があった場合に限って、活用していきたい
4. 積極的な活用はしたくない
5. 活用は考えていない
6. わからない

【5-3で1.～3.活用していきたいと回答された方】

5-4 その理由について教えてください。

(あてはまるもの全てに○)

1. まちの活性化に寄与したいから
2. 文化財の価値を地域住民に知ってほしいから
3. 富山市の歴史や文化を市内外の人たちに知ってほしいから
4. その他()

【5-3で4.～5.活用はしたくない、活用は考えていないと回答された方】

5-5 その理由について教えてください。

(あてはまるもの全てに○)

1. 来訪者への対応ができる整備がないから
2. 活用のための人員が確保できないから
3. 活用するための財源がないから
4. 文化財の所在地が広く知られることで、盗難やいたずらの恐れがあるから
5. その他()

5-6 所有する文化財を保存・活用していくために、必要だと思うことを教えてください。

所有している文化財の防犯・防災についてお尋ねします

6-1 所有する文化財について、現在どのような防犯対策をしていますか？

(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 施錠 | 2. 機械警備の導入 |
| 3. 監視カメラの設置 | 4. 監視員の配置 |
| 5. 特に何もしていない | 6. その他() |

6-2 所有する文化財について、現在どのような防災対策をしていますか？

(あてはまるもの全てに○)







- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1. 耐震補強 | 2. スプリンクラー等の自動感知式消火装置の設置 |
| 3. 消火器の設置 | 4. 特に何もしていない |
| 5. その他() | |

6-3 この度の令和6年能登半島地震において、所有する文化財の被害がありましたら、状況を教えてください。また、現在の防犯・防災面について不安な点がありましたら、ご記入ください。

～アンケート調査は以上となります。ご協力ありがとうございました。～

5 令和6年能登半島地震における文化財被災状況

(1) (重文) 旧森家住宅

	
土蔵壁面亀裂・剥落	土蔵柱根元潰れ
	
主屋壁亀裂	主屋最大沈下部進行
	
灯籠倒壊	西側駐車場入り口液状化

(2) (重文) 浮田家住宅



灯笼倒壊



石置屋根の石が上段から下段に落下



石置屋根上壁剥離



長屋門軒樋継手の開き



内壁亀裂



(3) (国登録) 旧馬場家住宅



灯籠倒壊



中央の半柱が二階隅柱の重みで張り出す



主屋壁亀裂・剥落



前蔵（玄関）脇軒蛇腹の剥落

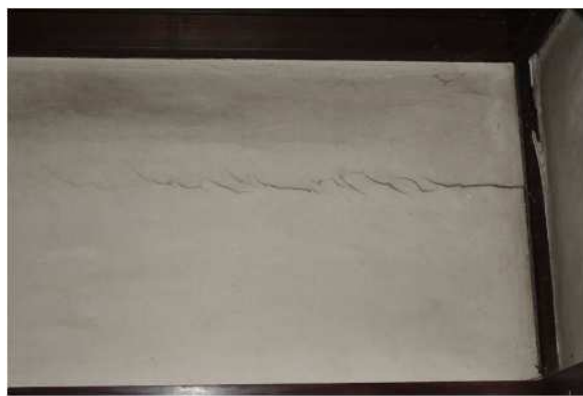
(4) (市指定) 竹島家住宅



長屋門屋根棟積瓦のズレ



主屋北側面内法上小壁の剥離と剝落



室内壁亀裂・剥落



米蔵壁亀裂・剥落



内兵壁亀裂剥落

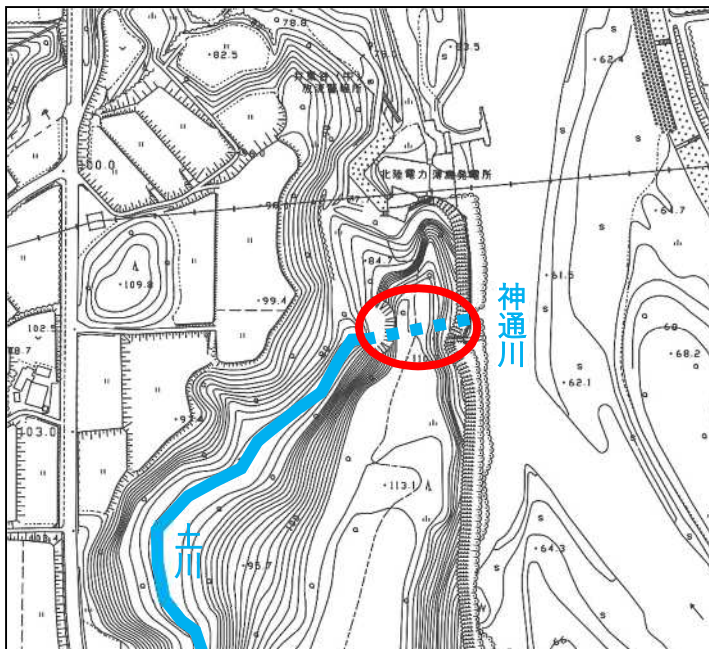
(5) (市指定) 城生城跡



令和5年1月現在



令和6年1月現在



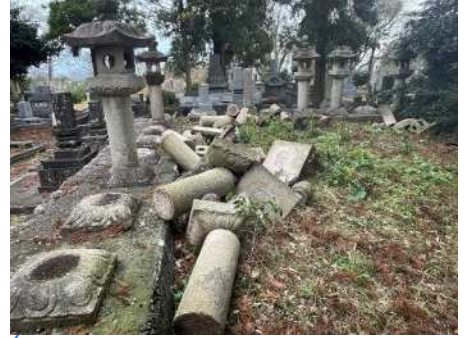
城生城…中世山城

崩落箇所は城跡の北端部に位置し、周辺には堀切が見られる。また、丘陵北端急斜面には平坦地から城に至る細いうねり道がある。

主郭など城の中心部はさらに南側（地図外）に位置する。

（参考：八尾町教育委員会『城生城跡の調査』1987年、佐伯哲也『越中中世城郭図面集Ⅰ』桂書房、2011年）

(6) (国指定相当) 富山藩主前田家墓所 (長岡御廟所)



古川・野垣ほか、2010 富山市考古資料館紀要第29号



(7) (未指定) 船橋常夜灯



北側 (左岸) 常夜灯



6 富山市文化財保護条例

平成17年4月1日
富山市条例第257号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市指定有形文化財（第4条—第17条）
- 第3章 市指定無形文化財（第18条—第23条）
- 第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財（第24条—第30条）
- 第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第31条—第35条）
- 第6章 文化財調査審議会（第36条—第42条）
- 第7章 補則（第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び富山県文化財保護条例（昭和38年富山県条例第11号。以下「県条例」という。）の規定により指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するもので市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに、文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡^{りょう}で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及

び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(財産権の尊重等)

第3条 富山市教育委員会(以下「委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

第2章 市指定有形文化財

(指定)

第4条 委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により富山県指定有形文化財に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを富山市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするときは、委員会は、あらかじめ、審議会(第36条第1項の審議会をいう。以下この章及び次章において同じ。)に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してしなければならない。

5 第1項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 市指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があったとき、又は県条例第4条第1項の規定による富山県指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項において準用する前条第4項又は前項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときは、所有者は、速やかに、その指定に係る指定書を委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の管理に要する費用は、所有者の負担とする。

3 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

4 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者は、委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも、同様とする。

5 委員会は、市指定有形文化財についてその所有者が判明しない場合又は当該所有者による管理が困難若しくは不相当と認められる場合には、当該所有者（判明しない場合を除く。）の同意を得て、適当な管理責任者を指定し、又は委員会自ら管理責任者となってこれを管理することができる。

6 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、速やかに委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

3 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、

その者。次条において同じ。)は、速やかに委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者は、速やかに委員会に届け出なければならない。ただし、委員会が認める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後に届け出ることができる。

(管理又は修理の補助)

第10条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の補助金を交付する市指定有形文化財の管理又は修理について必要な事項を指示することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第11条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づき実施する措置又は修理のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第12条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更について維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を行う場合又は保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 委員会は、第1項の許可をする場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第13条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付又は前条第1項の許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る市指定有形文化財の修理に関し技術的な指導又は助言をすることができる。

(公開)

第14条 委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財の出品を勧告することができる。

2 委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

5 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(公開に関する指示)

第15条 前条第2項の規定により公開する場合を除き、市指定有形文化財の所在を変更してこれを公衆の観覧に供するため第9条の規定による届出があった場合には、前条第4項の規定を準用する。

(調査)

第16条 委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第17条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づく委員会の命令、勧告、指示その他の処分による変更前の所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、変更前の所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新たに所有者となった者に引き渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定又は認定)

第18条 委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第15条第1項の規定により富山県指定無形文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを富山市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してしなければならない。

5 委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。

7 第2項又は第5項の規定による認定をしたときは、委員会は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定したもの（保持団体にあつては、その代表者）に認定書を交付しなければならない。

(解除)

第19条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でないと認められるとき、市指定無形文化財の保持団体がその構成員の異動のため保持

団体として適当でないと認められるときその他特別の理由があるときは、委員会は、その認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 市指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があったとき、又は県条例第15条第1項の規定による富山県指定無形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

5 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、市指定無形文化財の保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、委員会は、その旨を告示するとともに、市指定無形文化財の保持団体が解散したときにあつては、その代表者であった者に通知しなければならない。

7 第3項において準用する前条第4項、第5項又は前項の規定による市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定の解除の通知を受けたときは、保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者は、その認定に係る認定書を委員会に返付しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第20条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかに委員会に届け出なければならない。市指定無形文化財の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であった者）について、同様とする。

（保存）

第21条 委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を行うことができるものとし、市は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項の規定を準用する。

(公開)

第22条 委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による市指定無形文化財の公開に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第23条 委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財

(指定)

第24条 委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により富山県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを富山市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第20条の2第1項の規定により富山県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを富山市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定には、第18条第2項から第7項までの規定を準用する。

(解除)

第25条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定無形民俗文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でな

いと認められるとき、市指定無形民俗文化財の保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でないと認められるときその他特別の理由があるときは、委員会は、その認定を解除することができる。

- 3 第1項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除又は第2項の規定による市指定無形民俗文化財の保持者若しくは保持団体の認定の解除には、第19条第3項の規定を準用する。
- 5 市指定有形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定があったとき、又は県条例第4条第1項の規定による富山県指定有形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財の指定は解除されたものとする。
- 6 前項の規定による市指定有形民俗文化財の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 7 市指定無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要無形民俗文化財の指定があったとき、又は県条例第20条の2第1項の規定による富山県指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。
- 8 前項の規定による市指定無形民俗文化財の解除には、第19条第5項の規定を準用する。
- 9 市指定無形民俗文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、市指定無形民俗文化財の保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、市指定無形民俗文化財の保持団体が解散したときにあつては、その代表者であつた者に通知しなければならない。
- 10 第4項において準用する第19条第3項、第8項において準用する第19条第5項又は前項の規定による市指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定の解除の通知を受けたときは、保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者は、その認定に係る認定書を委員会に返付しなければならない。

（市指定有形民俗文化財の現状変更等）

第26条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響

を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ委員会にその旨を届け出なければならぬ。

- 2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な事項を指示することができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第27条 第6条から第11条まで及び第14条から第17条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第28条 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を行うことができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第29条 委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による公開には、第22条第2項及び第3項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第30条 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存団体その他保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第31条 委員会は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により富山県指定史跡、富山県指定名勝又は富山県指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを富山市指定史跡、富山市指定名勝又は富山市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第 3 2 条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、第 5 条第 2 項及び第 5 項の規定を準用する。

3 市指定史跡名勝天然記念物について法第 1 0 9 条第 1 項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定があったとき、又は県条例第 4 条第 1 項の規定による富山県指定史跡、富山県指定名勝若しくは富山県指定天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合の指定の解除には、第 5 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。
(土地の所在等の異動の届出)

第 3 3 条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第 3 5 条において準用する第 6 条第 3 項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第 3 4 条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更について維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を行う場合又は保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合においては、第 1 2 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(準用規定)

第 3 5 条 第 6 条から第 8 条まで及び第 1 3 条の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第 6 章 文化財調査審議会

(文化財調査審議会)

第 3 6 条 法第 1 9 0 条の規定に基づき、富山市文化財調査審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 7 条 審議会は、委員会の諮問に応じ文化財の保存及び活用に関する重要事

項について、調査審議するとともに、これらの事項について委員会に建議する。

(組織)

第38条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、文化に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから委員会が委嘱する。

(任期)

第39条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第40条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の運営方法)

第41条 第37条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第42条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第7章 補則

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富山市文化財保護条例（昭和45年富山市条例第9号）、大沢野町文化財保護条例（昭和47年大沢野町条例第2号）、大山町文化財保護条例（昭和38年大山町条例第14号）、八尾町文化財保護条例（昭和57年八尾町条例第623号）、婦中町文化財保護条例（昭和58年婦中町条例第17号）、細入村文化財保護条例（昭和55年細入村条例第17号）又は山田村文化財保護条例（昭和52年山田村条例第15号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 富山市文化財保護条例施行規則

平成17年4月1日
富山市教育委員会規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市文化財保護条例(平成17年富山市条例第257号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の同意書)

第2条 条例第4条第2項(条例第24条第2項及び条例第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による同意は、富山市文化財指定同意書(様式第1号)によるものとする。

(指定書の様式)

第3条 条例第4条第5項(条例第24条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)に規定する指定は、指定書(様式第2号)によるものとする。

(現状変更等の許可申請)

第4条 条例第12条又は条例第34条の規定による許可を受けようとする者は、富山市指定有形文化財(史跡名勝天然記念物)現状変更等許可申請書(様式第3号)を変更等をしようとする日20日前までに富山市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(認定書の交付)

第5条 条例第18条第7項の規定による認定は、認定書(様式第4号)によるものとする。

(届出書の様式)

第6条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書によるものとする。

- (1) 条例第6条第4項(条例第27条及び条例第35条において準用する場合を含む。)の規定による届出 富山市指定文化財管理責任者選任(解任)届出書(様式第5号)
- (2) 条例第7条第1項(条例第27条及び条例第35条において準用する場合を含む。)の規定による届出 富山市指定文化財所有者変更届出書(様式第6号)
- (3) 条例第7条第3項(条例第27条及び条例第35条において準用する場合を含む。)の規定による届出 富山市指定文化財所有者(管理責任者)氏

名等変更届出書（様式第7号）

- (4) 条例第8条（条例第27条及び条例第35条において準用する場合を含む。）の規定による届出 富山市指定文化財滅失・毀損等届出書（様式第8号）
- (5) 条例第9条（条例第27条において準用する場合を含む。）の規定による届出 富山市指定文化財所在場所変更届出書（様式第9号）
- (6) 条例第13条第1項（条例第35条において準用する場合を含む。）の規定による届出 富山市指定文化財修理届出書（様式第10号）
- (7) 条例第20条の規定による届出 富山市指定無形文化財（選定保存技術）保持者氏名等変更届出書（様式第11号）
- (8) 条例第26条第1項の規定による届出 富山市指定有形民俗文化財現状変更等届出書（様式第12号）
- (9) 条例第33条の規定による届出 富山市指定史跡名勝天然記念物所在等異動届出書（様式第13号）
（指定書等の再交付）

第7条 交付された指定書又は認定書を亡失し、又は損傷したときは、指定書（認定書）再交付申請書（様式第14号）を速やかに委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（維持の措置の範囲）

第8条 条例第12条ただし書に規定する維持の措置は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 富山市指定有形文化財（以下この項において「市指定有形文化財」という。）が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財をその当時の原状（指定後、許可を受けて現状変更等をした場合においては、当該現状変更等終了時における原状）に回復するとき。
- (2) 市指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の拡大を防止するため、応急の処置を執るとき。

2 条例第34条第1項ただし書に規定する維持の措置は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 富山市指定史跡、富山市指定名勝又は富山市指定天然記念物（以下この項において「市指定史跡名勝天然記念物」という。）が、損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に回復するとき。

(2) 市指定史跡名勝天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置を執るとき。

(3) 市指定史跡名勝天然記念物の一部が損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(台帳の備付け)

第9条 委員会は、富山市指定（選定）文化財台帳（様式第15号）を備えておくものとする。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市文化財保護条例施行規則（昭和45年富山市教育委員会規則第4号）、八尾町文化財保護条例施行規則（昭和57年八尾町教育委員会規則第207号）又は婦中町文化財保護条例施行規則（昭和58年婦中町教育委員会規則第6号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年3月29日富山市教委規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

8 富山市の文化財の指定における基本的な考え方の整理について

有形文化財

美術工芸

- | | |
|-------|--|
| 絵画・彫刻 | <ol style="list-style-type: none">1 各時代の遺品のうち、製作技術が優秀で富山市の文化史上貴重なもの2 富山市の絵画・彫刻史上、特に意義ある資料となるもの3 題材、品質、形状または技法の点で顕著な特異性を示すもの4 特殊な作者、流派または地方様式等を代表する顕著なもの5 渡来品であって富山市の文化にとって特に意義あるもの |
| 工芸品 | <ol style="list-style-type: none">1 各時代の遺品のうち、製作技術が特に優秀なもの2 富山市の工芸史上または文化史上特に貴重なもの3 形態、品質、技法または用途等が特異で意義の深いもの4 渡来品で富山市の工芸史上に意義が深く、密接に関連を有するもの |
| 書跡・典籍 | <ol style="list-style-type: none">1 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、富山市の書道史上代表と認められるもの、または富山市にとって文化史上貴重なもの2 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本または是に準ずる写本で、富山市の文化史上貴重なもの3 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で富山市の文化史上貴重なもの4 書跡類、典籍類で歴史的または系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの5 渡来品であって富山市の文化にとって特に意義のあるもの |
| 古文書 | <ol style="list-style-type: none">1 古文書類は、富山市の歴史上重要と認められるもの2 日記、記録類(絵図、系図類を含む。)は、その原本またはこれに準ずる写本で富山市の文化史上貴重なもの3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの4 古文書類、日記、記録類等で歴史的または系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの5 渡来品であって富山市の歴史上特に意義あるもの |
| 考古資料 | <ol style="list-style-type: none">1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの2 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの |

- 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 4 宮殿、官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥、奈良時代以降の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 5 渡来品であって富山市の歴史上特に意義深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

歴史資料

- 1 政治、経済、社会、文化、科学技術等富山市の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 2 富山市の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 3 富山市の歴史上重要な事象または人物に関する遺品で歴史的または系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 4 渡来品で富山市の歴史上特に意義深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

建造物

建造物

- 建築物、土木構造物及びその他工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代または類型の典型となるもの
- (1) 意匠的に優秀なもの
 - (2) 技術的に優秀なもの
 - (3) 歴史的価値の高いもの
 - (4) 学術的価値の高いもの
 - (5) 流派的または地方的特色において顕著なもの

無形文化財

芸能関係

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち各号の一に該当するもの
 - (1) 芸能上特に価値の高いもの
 - (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
 - (3) 芸能上価値が高く、または芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的または流派的特色が顕著なもの
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

工芸技術関係

- 陶芸、染色、室芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの
- (1) 芸能上特に価値の高いもの
 - (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
 - (3) 芸能上価値が高く、または工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

芸能関係

- 保持者
- 1 指定される芸能または芸能の技法（以下単に「芸能はたは技法」という）を高度に体現できるもの
 - 2 芸能はたは技法を正しく体得し、かつ、これに精通しているもの
 - 3 二人以上の者が一体となって芸能または技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員
- 保持団体
- 芸能または技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能または技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

工芸技術関係

- 保持者
- 1 指定される工芸技術を高度に体現できるもの
 - 2 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通しているもの
 - 3 二人以上の者が一体となって工芸技術を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員
- 保持団体
- 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能または技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

民俗文化財

- 有形民俗文化財
- 1 次の有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法において富山市民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
衣食住、生産・生業、交通・運輸・通信、公益、社会生活、信仰、民俗知識に関し、民俗芸能、娯楽、遊戯、人の一生、年中行事のそれぞれに用いられるもの
 - 2 前号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容などが次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (1) 歴史的変遷を示すもの
 - (2) 時代的特色を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの
 - (4) 技術的特色を示すもの
 - (5) 生活様式の特色を示すもの
 - (6) 職能の様相を示すもの
 - 3 富山市民以外の人々に係る第2項に規定する有形の民俗文化財またはその収集で、富山市民の生活文化との関連上特に重要なもの

- 無形民俗文化財
- 1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかにに該当し、特に重要なもの
 - (1) 由来、内容において富山市民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
 - 2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかにに該当し、特に重要なもの
 - (1) 芸能の発生または成立を示すもの
 - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの
 - 3 民俗技術のうち次の各号のいずれかにに該当し、特に重要なもの
 - (1) 技術の発生または成立を示すもの
 - (2) 技術の変遷の過程を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの

記念物

史跡

次に掲げるもののうち富山市の歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの

- 1 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 2 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡または旧境内その他信仰に関する遺跡
- 4 学校、研究施設、文化施設、その他教育・学術、文化に関する遺跡
- 5 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 6 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 7 墳墓及び碑
- 8 旧宅、園池その他特に由緒ある地域の類
- 9 外国及び外国人に関する遺跡

名勝

次に掲げるもののうち富山市のすぐれた国土美として欠くことができないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵

- 7 湖沼、湿原、浮島、湯泉
- 8 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点

天然記念物 次に掲げる動植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で富山市の自然を記念するもの

1 動物

- (1)日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (2)特有の産ではないが、富山著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (3)自然環境における特有の動物または動物群聚
- (4)日本に特有な畜養動物
- (5)家畜以外の動物で海外より富山市に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (6)特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1)名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (2)代表的な原始林、稀有の森林植物相
- (3)代表的高山植物、特殊岩石地植物群落
- (4)代表的な原野植物群落
- (5)海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (6)泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (7)洞穴に自生する植物群落
- (8)池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘇苔類、微生物等の生ずる地域
- (9)着生草木の著しく発生する岩石または樹木
- (10)著しい植物分布の限界地
- (11)著しい栽培植物の自生地
- (12)珍奇または絶滅に瀕した植物の自生地

3 地質鉱物

- (1)岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2)地層の整合及び不整合
- (3)地層の褶曲及び衡上
- (4)生物の働きによる地質現象
- (5)地震断層など地塊運動に関する現象
- (6)洞穴

- (7)岩石の組織
 - (8)温泉並びにその沈殿物
 - (9)風化及びその沈殿物
 - (10)硫気孔及び火山活動によるもの
 - (11)冰雪霜の営力による現象
 - (12)特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
- 4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的な一定の区域（天然保護区域）

9 富山市内指定文化財等一覧 (令和6年1月末現在)

(1) 国指定文化財

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
1	建造物	浮田家住宅(主屋・表門・土蔵)	3棟	太田南町272	富山市	昭54. 5. 21
2	建造物	旧森家住宅	3棟	東岩瀬町108	富山市	平 6. 12. 27
3	建造物	富岩運河水閘施設(中島開門)	1構	中島2丁目字浦川原割3-2	富山県	平10. 5. 1
4	建造物	常願寺川砂防施設 -白岩堰堤、本宮堰堤、泥谷堰堤-(附 旧混合配給所基礎(本宮堰堤)、附 山腹基礎工6所、土留工9所、水路工 6所(泥谷堰堤))	3所 28基	富山市、立山町	国土交通省	平21. 6. 30 平29. 11. 28
5	絵画	絹本着色法華経曼荼羅図	21幅	八尾町宮ノ腰1580	本法寺	明33. 4. 7
6	絵画	紙本着色三十六歌仙切(重之) 佐竹家伝来	1幅	千石町1-3-6(秋水美術館)	リードケミカル(株)	昭11. 5. 6
7	彫刻	木造十一面観音立像	1躯	婦中町千里6522	常楽寺	大15. 4. 19
8	彫刻	木造聖観音立像	1躯	婦中町千里6522	常楽寺	大15. 4. 19
9	工芸品	太刀銘 一助成	1口	千石町1-3-6(秋水美術館)	リードケミカル(株)	昭25. 8. 29
10	工芸品	太刀銘 次忠	1口	千石町1-3-6(秋水美術館)	リードケミカル(株)	昭28. 11. 14
11	工芸品	刀銘 住東叡山忍岡辺長曾祢虎入道/寛 文拾一年二月吉日	1口	千石町1-3-6(秋水美術館)	リードケミカル(株)	昭27. 3. 29
12	工芸品	太刀銘 真守造	1口	千石町1-3-6(秋水美術館)	リードケミカル(株)	昭28. 3. 31
13	工芸品	脇差 無銘 伝正宗	1口	千石町1-3-6(秋水美術館)	リードケミカル(株)	昭28. 11. 24
14	工芸品	太刀銘 吉家作	1口	千石町1-3-6(秋水美術館)	リードケミカル(株)	昭30. 2. 2
15	書跡	仏祖正伝菩薩戒教授文	1巻	海沢町3-19-17	海岸寺	昭41. 6. 11
16	考古資料	富山県境A遺跡出土品	2432点	茶屋町206-3 (富山県埋蔵文化財センター)	富山県	平11. 6. 7
17	考古資料	硬玉製大珠 (富山県氷見市朝日貝塚出土)	1点	茶屋町206-3 (富山県埋蔵文化財センター)	個人所有	昭48. 6. 6
18	有形民俗文化財	富山の売薬用具	1818点	安養坊980 (売薬資料館)	富山市	昭56. 4. 22
19	無形民俗文化財	越中の稚児舞		婦中町中名851-1(熊野神社)	熊野神社稚児舞 保存会	昭57. 1. 14
20	史跡	北代遺跡	1	北代字大畑3871-1 (北代縄文広場)	富山市	昭59. 1. 4
21	史跡	直坂遺跡	1	舟新字小野割、舟倉字谷内割	富山市ほか	昭56. 4. 11
22	史跡	王塚・千坊山遺跡群	7	婦中町(羽根、長沢、新町、富 崎、千里地内)	富山市ほか	昭23. 1. 14 平17. 3. 2
23	史跡	安田城跡	1	婦中町安田348-1ほか (安田城跡歴史の広場)	富山市	昭56. 2. 23
24	特別天然記念物	薬師岳の園谷群		黒部谷割	農林水産省	昭27. 3. 29
25	天然記念物	真川の跡津川断層		有峰字真川谷割22-6	国土交通省	平15. 7. 25
26	天然記念物	猪谷の背斜・向斜		猪谷字川原の3	富山市	昭16. 10. 3
27	天然記念物	横山楡原衝上断層		東猪谷字杉山割、楡原字一ノ谷	国土交通省	昭16. 10. 3
28	天然記念物	新湯の玉滴石産地		有峰字真川谷割18-27、18-28	国土交通省 富山県	平25. 10. 17

(2) 国登録文化財

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	登録年月日
1	建造物	富山市陶芸館	1棟	安養坊50	富山市	平 9. 11. 5
2	建造物	旧内山家住宅	14棟	宮尾903	富山県	平10. 7. 23
3	建造物	旧金岡家住宅	5棟	新庄町1-5-24	富山県	平10. 7. 23
4	建造物	桜橋	1基	本町～桜橋通り	富山県	平11. 11. 18
5	建造物	牛島開門	1構	木場町16-1	富山県	平14. 6. 25
6	建造物	富山市郷土博物館(富山城)	1棟	本丸1-62	富山市	平16. 7. 23
7	建造物	上滝発電所	1棟	中滝字小野海浦割3-1	北陸電力(株)	平13. 10. 12
8	建造物	松ノ木発電所	1棟	大山松木字大下割446	北陸電力(株)	平13. 10. 12
9	建造物	中地山発電所	1棟	中地山字上中地山割1-2	北陸電力(株)	平13. 10. 12
10	建造物	笹津橋	1基	笹津～西笹津	国土交通省	平12. 2. 15
11	建造物	北陸銀行本店	1棟	堤町通り1-2-9他	北陸銀行	平25. 12. 24
12	建造物	富山県庁舎本館	1棟	新総曲輪1-7	富山県	平27. 8. 4
13	建造物	旧馬場家住宅主屋	1棟	東岩瀬町107-2	富山市	平28. 8. 1
14	建造物	旧馬場家住宅前蔵	1棟	東岩瀬町107-2	富山市	平28. 8. 1
15	建造物	旧馬場家住宅沓番蔵及び式番蔵	1棟	東岩瀬町107-2	富山市	平28. 8. 1
16	建造物	旧馬場家住宅米蔵	1棟	東岩瀬町107-2	富山市	平28. 8. 1

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	登録年月日
17	建造物	旧馬場家住宅西門及び西塀	1棟	東岩瀬町107-2	富山市	平28. 8. 1
18	建造物	富山電気ビルディング本館	1棟	桜橋通り3	富山電気ビルディング㈱	平30. 11. 2
19	建造物	富山電気ビルディング新館	1棟	桜橋通り3	富山電気ビルディング㈱	平30. 11. 2
20	考古資料	越中地域考古資料 (早川荘作蒐集品)	1699点	茶屋町206-3 (富山県埋蔵文化財センター)	富山県	平20. 7. 10
21	建造物	旧金岡家住宅道具蔵	1棟	新庄町1丁目37番地21	富山県	令5. 8. 7

(3) 県指定文化財

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
1	絵画	絹本着色騎獅文殊菩薩像	1幅	梅沢町3-12-24	来迎寺	昭40. 1. 1
2	絵画	絹本着色聖徳太子孝養像図	1幅	中野新町	個人所有	昭60. 9. 12
3	絵画	絹本着色三千仏図(過去仏図)	1幅	舟倉2334	帝龍寺	昭55. 1. 22
4	絵画	絹本着色三千仏図(現在仏図)	1幅	亀谷1(大山歴史民俗資料館)	宝寿院	昭55. 1. 22
5	絵画	絹本着色三千仏図(未来仏図)	1幅	亀谷1(大山歴史民俗資料館)	中大浦集落	昭55. 1. 22
6	絵画	絹本着色仏涅槃図	1幅	亀谷1(大山歴史民俗資料館)	中大浦集落	昭55. 1. 22
7	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1軀	梅沢町3-12-24	来迎寺	昭40. 1. 1
8	彫刻	木造聖観世音菩薩立像	1軀	四方西岩瀬定籍	海禅寺	昭40. 1. 1
9	彫刻	木造聖観世音菩薩立像	1軀	西番808	正源寺	昭40. 1. 1
10	彫刻	木造脇土観世音菩薩立像 木造阿弥陀如来立像 木造脇土大勢至菩薩立像	3軀	蜷川377	最勝寺	昭40. 1. 1
11	彫刻	木造観世音菩薩立像	1軀	丸の内	個人所有	昭40. 1. 1
12	彫刻	木造齒吹の阿弥陀如来立像	1軀	梅沢町3-2-12	浄禅寺	昭46. 11. 18
13	彫刻	木造千手観世音菩薩立像	1軀	舟倉2334	帝龍寺	昭44. 10. 2
14	彫刻	木造男神・女神坐像	2軀	文珠寺17	武部神社	昭40. 1. 1
15	彫刻	木造毘沙門天立像	1軀	馬瀬口305	天満宮	昭40. 1. 1
16	彫刻	木造不動明王坐像	1軀	牧野32	東葉寺	昭40. 1. 1
17	彫刻	木造地藏菩薩立像	1軀	牧野32	東葉寺	昭40. 1. 1
18	彫刻	木造獅子頭	1頭	安養坊1118-1(富山市民俗民芸村)	紫野社	昭40. 10. 1
19	彫刻	木造杉原神坐像	1軀	婦中町田屋448	杉原神社	昭40. 10. 1
20	工芸品	短刀 銘 宇多国宗 文明十一年己亥八月日	1口	緑町	個人所有	昭39. 7. 14
21	工芸品	脇差 銘 宇多国宗 文明十一年二月日	1口	天正寺	個人所有	昭42. 3. 25
22	工芸品	刀 銘 越中国新川郡富山住清光 生年五十歳作之 寛文元年二月吉日	1口	西中野本町	個人所有	昭42. 3. 25
23	工芸品	刀 無銘 伝則重	1口	緑町	個人所有	昭57. 1. 18
24	工芸品	脇差 銘 友次(宇多)	1口	三番町	個人所有	昭50. 1. 20
25	工芸品	刀 無銘(古宇多)	1口	三番町	個人所有	昭50. 1. 20
26	工芸品	短刀 銘 宇多国房 應永十二年八月日	1口	緑町	個人所有	昭58. 6. 27
27	工芸品	木造彫刻棟札	1枚	亀谷1(大山歴史民俗資料館)	宝寿院	昭40. 1. 1
28	工芸品	太刀 銘 宇多国宗	1口	八尾町館本郷	個人所有	昭57. 1. 18
29	工芸品	太刀 大磨上 無銘 則重	1口	婦中町千里	個人所有	昭42. 3. 25
30	古文書	玉永寺文書	21点	水橋大町560	玉永寺	昭40. 10. 1
31	古文書	聞名寺文書	95点	八尾町今町1662	聞名寺	昭40. 10. 1
32	考古資料	直坂I遺跡出土品(富山舟新・舟倉)- ナイフ形石器3点、彫刻刀形石器2点、 錐形石器1点、接合資料1点-	7点	茶屋町206-3 (富山県埋蔵文化財センター)	富山県	平29. 3. 15
33	考古資料	ウワダイラI遺跡出土品(南砺市上原)- ナイフ形石器9点、局部磨製石斧1点、 石核4点-	14点	茶屋町206-3 (富山県埋蔵文化財センター)	富山県	平29. 3. 15
34	考古資料	立美遺跡出土品(南砺市立野新)- 尖頭器3点、搔器3点、削器2点、錐形石器1点-	9点	茶屋町206-3 (富山県埋蔵文化財センター)	富山県	平29. 3. 15
35	考古資料	加納南9号墳出土品(氷見市加納)	28点	茶屋町206-3 (富山県埋蔵文化財センター)	富山県	令6. 1. 12
36	有形民俗文化財	八尾町祭礼曳山	6基	八尾町東町、西町、今町、諏訪町、 上新町、下新町	八尾町八幡社氏子	昭40. 1. 1
37	史跡	金草第一古窯跡	1	西金屋字高山6763	富山市	昭51. 3. 19
38	史跡	東黒牧上野遺跡	1	東黒牧上野山割125-1-3	学校法人 富山国際学園	平5. 4. 9

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
39	史跡	猪谷関跡	1	猪谷字峠446	富山市	昭40. 10. 1
40	天然物 天記念	浜黒崎の松並木	7	浜黒崎松下割3800	富山県	昭40. 1. 1
41	天然物 天記念	西岩瀬諏訪社の大けやき	1	四方西岩瀬131	諏訪神社	昭40. 1. 1
42	天然物 天記念	舟つなぎのしいのき	1	山本字畑田505	富山市	昭40. 1. 1
43	天然物 天記念	寺家のアカガシ林	1	舟倉2360	姉倉比売神社	昭42. 9. 26
44	天然物 天記念	馬瀬口の大サルスベリ	1	馬瀬口305	天満宮	昭42. 1. 12
45	天然物 天記念	上滝不動尊境内の大アカガシ	1	上滝字滝ノ沢割	大川寺	昭59. 2. 22
46	天然物 天記念	野積の左巻かや	1	八尾町水口	個人所有	昭40. 1. 1
47	天然物 天記念	高熊のさいかち	1	八尾町高熊	八坂社	昭40. 10. 1
48	天然物 天記念	友坂の二重不整合		婦中町友坂字惣野6193-1他	富山県	昭55. 4. 11
49	天然物 天記念	今山田の大かつら	1	山田今山田安野	個人所有	昭40. 10. 1

(4) 県登録文化財

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
1	無形民俗文化財	お鞆様		岩稲	個人	令6. 1. 12

(5) 市指定文化財

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
1	建造物	黒田家長屋門	1棟	東大久保	個人所有	昭63. 4. 21
2	建造物	山門	1棟	文珠寺1147	宝寿院	昭57. 5. 4
3	建造物	山田村歴史民俗資料館	1棟	山田小谷中根810	富山市	昭55. 5. 30
4	建造物	玄猿楼の薬師堂	1棟	山田湯	個人所有	平 3. 11. 26
5	建造物	千歳御門(埋門)	1棟	本丸	富山市	平20. 10. 29
6	建造物	竹島家住宅	7棟	下新本町	個人所有	平23. 9. 26
7	絵画	正源寺の鳴龍	1面	西番808	正源寺	昭46. 3. 25
8	絵画	千歳御殿図の屏風	1双	本丸1-62(富山市郷土博物館)	富山市	昭46. 3. 25
9	絵画	愛染明王図	1幅	太田口通り3-1-17	来迎寺	昭54. 3. 13
10	絵画	地藏菩薩十王図	1幅	太田口通り3-1-17	来迎寺	昭54. 3. 13
11	絵画	不動明王図	1幅	太田口通り3-1-17	来迎寺	昭54. 3. 13
12	絵画	二十五菩薩来迎図	1幅	小中	個人所有	昭56. 10. 21
13	絵画	来迎阿弥陀三尊図	1幅	小中	個人所有	昭56. 10. 21
14	絵画	李森筆絹本着色鬼子母掲鉢図巻	1巻	緑町	個人所有	昭62. 4. 1
15	絵画	鈴木道栄筆神功皇后之図	1幅	八尾町西町	個人所有	昭39. 12. 5
16	絵画	紺屋春甫筆絵に鷹之図	1幅	八尾町東町	個人所有	昭39. 12. 5
17	絵画	長谷川等叔筆絵馬	1幅	八尾町下新町1584	八幡社	昭39. 12. 5
18	絵画	実如上人裏書阿弥陀如来絵像	1幅	八尾町福島	個人所有	昭41. 11. 21
19	絵画	絹本着色 不動明王像	1幅	婦中町長沢5692	各願寺	平11. 6. 24
20	絵画	八郎兵衛大蛇退治の絵	1	山田鎌倉	個人所有	平 3. 11. 26
21	絵画	軸装般若十六善神絵像	1	片掛2035	大測寺	昭60. 3. 1
22	絵画	軸装教如上人絵像	1	片掛1978	円童寺	昭60. 3. 1
23	絵画	絵馬村芝居	1	片掛	八坂社	昭60. 3. 1
24	彫刻	木造千手千眼観世音菩薩立像	1軀	南新町4-1	清源寺	昭51. 5. 25
25	彫刻	如意輪観世音菩薩坐像	1軀	梅沢町3-3	円隆寺	昭54. 3. 13
26	彫刻	薬師十二神将(木造仏)	12軀	牧野32	東薬寺	昭57. 5. 4
27	彫刻	立蔵社神像	2軀	本宮1028	立蔵社氏子総代	昭57. 5. 4
28	彫刻	摩耶夫人像一式	1	小原屋	小原屋集落総代	昭63. 5. 20
29	彫刻	島地八幡社高麗犬	2軀	八尾町島地	島地八幡社	昭31. 11. 3
30	彫刻	御神像(木彫)	2軀	八尾町島地	島地八幡社	昭41. 11. 21
31	彫刻	右大臣像(木彫)	1軀	八尾町島地	島地八幡社	昭41. 11. 23
32	彫刻	左大臣像(木彫)	1軀	八尾町島地	島地八幡社	昭41. 11. 23
33	彫刻	椿図浅影欄間	6	八尾町今町1662	聞名寺	昭41. 11. 21
34	彫刻	日蓮上人坐像(木彫)	1軀	八尾町東町	個人所有	昭54. 12. 20
35	彫刻	横江嘉純作“自像”(ブロンズ)	1軀	八尾町福島200 (八尾行政サービスセンター)	富山市	昭54. 12. 20
36	彫刻	横江嘉純作“母子像”(ブロンズ)	1軀	八尾町福島200 (八尾行政サービスセンター)	富山市	昭54. 12. 20
37	彫刻	横江嘉純作“宇宙の聲”(ブロンズ)	1軀	八尾町高善寺162(保内小学校)	富山市	昭61. 2. 26

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
38	彫刻	銅造聖観世音菩薩立像	1軀	婦中町板倉61	玉泉寺	昭58. 12. 22
39	彫刻	木造僧形神像	1軀	婦中町鶴坂212	鶴坂神社	昭61. 7. 21
40	彫刻	木造男神像	1軀	婦中町鶴坂212	鶴坂神社	昭61. 7. 21
41	彫刻	木造楊柳観音像	1軀	婦中町萩島699	善導寺	昭61. 7. 21
42	彫刻	牛嶽大明神	1	山田鍋谷(牛嶽山頂)	牛嶽大明神奉讃会会長	平 3. 11. 26
43	彫刻	北条時頼自作の像	1体	山田鎌倉字祓山	鎌倉集落総代	平 9. 8. 29
44	彫刻	白山金剛童子	1	猪谷978-4(猪谷関所館)	富山市	昭60. 3. 1
45	彫刻	観音像	1	猪谷978-4(猪谷関所館)	富山市	昭60. 3. 1
46	彫刻	地藏菩薩像	2	猪谷門前1547	西禅寺	昭60. 3. 1
47	彫刻	薬師如来座像	1	猪谷978-4(猪谷関所館)	富山市	昭60. 3. 1
48	彫刻	石燈籠二基	1	庵谷	日枝神社	昭60. 3. 1
49	彫刻	白山妙理大権現(円空)	1	猪谷978-4(猪谷関所館)	富山市	昭60. 3. 1
50	彫刻	白山不思議十万金剛童子(円空)	1	猪谷978-4(猪谷関所館)	富山市	昭60. 3. 1
51	彫刻	虚空像菩薩(円空)	1	猪谷978-4(猪谷関所館)	富山市	昭60. 3. 1
52	工芸品	刀剣 銘 近江大掾藤原光 延宝三年二月吉日	1口	緑町	個人所有	昭51. 8. 25
53	工芸品	千手観音懸仏	1	大山上野603	大川寺	昭38. 12. 23
54	工芸品	梵鐘	1	本宮1031	念法寺	昭57. 5. 4
55	工芸品	越中丸山焼 赤絵壺ふた付	1	八尾町深谷	個人所有	昭38. 12. 15
56	工芸品	越中石戸焼 青釉水指	1	八尾町深谷	個人所有	昭38. 12. 15
57	工芸品	越中丸山焼 鈴木道栄絵付 向付	1	八尾町西町	個人所有	昭38. 12. 15
58	工芸品	越中丸山焼 鈴木道栄絵付 歌仙徳利	2本	八尾町深谷	個人所有	昭38. 12. 15
59	工芸品	越中丸山焼 初代作瓢形 牡丹絵徳利	2本	八尾町深谷	個人所有	昭38. 12. 15
60	工芸品	越中石戸焼 桃紅釉葉窠変六角鉢	1	八尾町石戸	個人所有	昭38. 12. 15
61	工芸品	越中石戸焼 辰砂釉葉窠変飾皿	1	八尾町石戸	個人所有	昭38. 12. 15
62	工芸品	越中石戸焼 金彩釉壺茶入	1	八尾町石戸	個人所有	昭38. 12. 15
63	工芸品	越中石戸焼 金彩釉抹茶々碗	1	八尾町石戸	個人所有	昭38. 12. 15
64	工芸品	越中丸山焼 湯呑(天保8年作)	1	八尾町丸山	個人所有	昭38. 12. 15
65	工芸品	越中丸山焼 菓子鉢(絵牡丹に蝶)	1	八尾町丸山	個人所有	昭38. 12. 15
66	工芸品	越中丸山焼 窯跡出土陶磁片集	小片20点	八尾町丸山	個人所有	昭38. 12. 15
67	工芸品	越中丸山焼 色絵牡丹文八角隅入鉢	5	安養坊50(富山市陶芸館)	富山市	昭41. 11. 21
68	工芸品	越中丸山焼 赤絵香炉	1	八尾町東町	個人所有	昭41. 11. 21
69	工芸品	越中丸山焼 筆筒	1	八尾町西町	個人所有	昭41. 11. 21
70	工芸品	砂付の梵鐘	1口	婦中町富崎5182	本覚寺	昭61. 7. 21
71	工芸品	鱈口	1	片掛	八坂社	昭60. 3. 1
72	工芸品	鱈口	1	猪谷978-4(猪谷関所館)	富山市	昭60. 3. 1
73	工芸品	鱈口	1	文珠寺1147	宝寿院	平20. 10. 29
74	工芸品	杉原神社の鬼神面	1面	婦中町浜子	杉原神社	平25. 12. 25
75	古文書	吉見詮頼地頭職寄進状	1幅	本丸1-62(富山市郷土博物館)	富山市	平 6. 3. 1
76	古文書	神保長職禁制	1通	太田口通り3-1-17	来迎寺	昭54. 3. 13
77	古文書	前田利家の墨印状及び添書2通	1	本丸1-62(富山市郷土博物館)	個人所有	昭53. 12. 9
78	古文書	聞名寺古文書	13点	八尾町今町1662	聞名寺	昭36. 7. 8
79	古文書	屏風	1	八尾町黒田	個人所有	昭39. 12. 5
80	古文書	村御印	1	八尾町井田	個人所有	昭39. 12. 5
81	古文書	村御印	1	八尾町福島	個人所有	昭39. 12. 5
82	古文書	村御印	1	八尾町小長谷	小長谷集落総代	昭39. 12. 5
83	古文書	村御印	1	八尾町乗嶺	個人所有	昭39. 12. 5
84	古文書	寺領寄進状(前田利次印)	1	八尾町宮ノ腰1580	本法寺	昭41. 11. 21
85	古文書	寺領寄進状(前田利次印)	1幅	婦中町長沢5692	各願寺	平11. 6. 24
86	古文書	加賀沢村検地打渡状	1	楡原	個人所有	昭60. 3. 1
87	古文書	岩稲村年貢割符状	1	岩稲	個人所有	昭60. 3. 1
88	古文書	富山藩西猪谷御関所文書	458点	猪谷	個人所有	昭60. 3. 1
89	書跡	摩島松南筆 書幅	3幅	八尾町東町	個人所有	昭39. 12. 5
90	書跡	摩島松南筆 書幅	1幅	八尾町東町	個人所有	昭39. 12. 5
91	書跡	李唐筆 書幅	1幅	八尾町井田126 (富山市八尾コミュニティセンター)	富山市	昭39. 12. 5
92	書跡	摩島松南筆 書幅	1幅	八尾町西町	個人所有	昭39. 11. 7
93	書跡	摩島松南筆 書巻物	1	八尾町井田126 (富山市八尾コミュニティセンター)	富山市	昭39. 12. 5
94	書跡	勸学巧便筆書双幅	2幅	八尾町下新町	個人所有	昭39. 12. 5
95	書跡	勸学巧便筆書幅	1幅	八尾町若ヶ原	個人所有	昭41. 11. 21
96	書跡	軸装法華文字曼荼羅本尊	1	楡原3743-2	上行寺	昭60. 3. 1
97	書跡工芸	絹本着色法華経曼荼羅絵図 古表具類一切 (裏書、軸木、表飾布)	1	八尾町宮ノ腰1580	本法寺	昭41. 11. 21

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
98	典籍	勸学恵航著述集	79	片掛1979	西念寺	昭60. 3. 1
99	考古資料	遮光器土偶	1点	水橋辻ヶ堂	個人所有	昭52. 6. 25
100	歴史資料 (古文書)	前田正甫各願寺観花の詠	1幅	婦中町長沢5692	各願寺	平11. 6. 24
101	有形民俗文化財	大久保高砂山曳山	1	下大久保3138 (八幡宮境内)	高砂山願念坊祭保存会	昭51. 12. 18
102	有形民俗文化財	有峰狛犬	4対	亀谷1 (大山歴史民俗資料館)	富山市	平12. 9. 19
103	無形民俗文化財	さんさい踊り		梅沢町3-3 (円隆寺)	富山さんさい踊り保存会	昭46. 3. 25
104	無形民俗文化財	猪谷の百万石行列		東猪谷	東猪谷総代	昭58. 9. 29
105	無形民俗文化財	布尻・町長お鍼さま祭り		布尻、町長	布尻総代 町長総代	昭59. 6. 30
106	無形民俗文化財	蚕養宮		八尾町東新町	若宮八幡宮 奉讃会ほか	平13. 4. 25
107	無形民俗文化財	岩瀬まだら		岩瀬	岩瀬まだら保存会	平29. 5. 29
108	史跡	五百羅漢		五艘1882 (長慶寺)	五百羅漢保存会	昭46. 3. 25
109	史跡	栃谷南遺跡	1	栃谷127-1、127-2	富山市	平12. 4. 25
110	史跡	面白寺跡	1	文珠寺295	文珠寺集落	昭38. 12. 23
111	史跡	五輪塔	2	牧野東割311	牧野集落総代	昭38. 12. 23
112	史跡	中地山城跡及び殿様馬乗石		中地山上平畑 (城跡) 中地山神社境内 (馬乗石)	中地山地区	昭57. 5. 4
113	史跡	上滝不動尊境内	1	上滝字滝ノ沢割	大川寺	昭59. 2. 22
114	史跡	越中丸山焼陶窯跡	1	八尾町丸山	個人所有	昭36. 7. 8
115	史跡	城生城跡	1	八尾町城生	個人所有	昭62. 11. 27
116	史跡	主馬ヶ城跡	1	八尾町井田、小長谷	井田区長	平 2. 11. 20
117	史跡	大道城跡	1	八尾町大道	富山市	平 2. 11. 20
118	史跡	尾畑城跡	1	八尾町倉ヶ谷、小畑、尾畑	富山市	平 2. 11. 20
119	史跡	堀 I 遺跡とその出土遺物		婦中町堀字立寺町317他	富山市	平10. 5. 1
120	史跡	大道城 (若狭城) 跡	1	山田谷字大林	富山市	平 2. 11. 20
121	史跡	題目塔と道標	1基	西笹津	個人所有	昭60. 3. 1
122	史跡	五輪塔古石塔群	29基	西笹津	個人所有	昭60. 3. 1
123	史跡	五輪塔古石塔群	51基	楡原	個人所有	昭60. 3. 1
124	史跡	伝仏山重忠墳墓	28基	楡原4169	楡原総代	昭60. 3. 1
125	天記念 然物	青柳性宗寺のサルスベリ	1	青柳1	性宗寺	昭46. 3. 25
126	天記念 然物	中老田のモチノキ	1	中老田1251	中老田 モチノキ保存会	昭48. 3. 28
127	天記念 然物	素盞鳴社の大櫓	1	東猪谷1627 (素盞鳴社境内)	東猪谷総代	昭53. 12. 9
128	天記念 然物	浄光寺の大銀杏	1	須原1241	浄光寺	昭53. 12. 9
129	天記念 然物	葛原の大榎	1	葛原	葛原総代	昭56. 7. 22
130	天記念 然物	大ヒサカキ	1	東福沢	個人所有	昭45. 6. 4
131	天記念 然物	シダレイチョウ	1	善名157	長栄寺	昭57. 5. 4
132	天記念 然物	論田山トチ群生林	1	小見家の高割29-1	小見集落総代	昭63. 5. 20
133	天記念 然物	天狗平の化石層		八尾町城生	富山市他	昭28. 12. 1
134	天記念 然物	つなぎがや	1	八尾町平沢	個人所有	昭32. 11. 1
135	天記念 然物	小井波の水芭蕉		八尾町小井波	小井波集落	昭36. 5. 6
136	天記念 然物	深谷の湿性植物群		八尾町深谷	祇樹寺	昭36. 7. 8
137	天記念 然物	高熊カキ貝化石床		八尾町高熊	高熊集落総代	昭37. 12. 3
138	天記念 然物	谷折の一位	1	八尾町谷折	個人所有	昭47. 2. 15
139	天記念 然物	大玉生のかつら	1	八尾町大玉生	個人所有	昭62. 6. 26
140	天記念 然物	清水のかつら	1	八尾町清水	個人所有	平 2. 11. 20

番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
141	天記 念 然物	高清水のカツラ	1	山田高清水白山	個人所有	昭54. 5.17
142	天記 念 然物	湯のウラジロガシ	1群	山田湯字下逃戸1022	牛嶽社氏子総代	昭54. 5.17
143	天記 念 然物	今山田のユキツバキ	1	山田今山田安野	個人所有	昭54. 5.17
144	天記 念 然物	尊光寺の大イチョウ	1	山田白井谷	個人所有	昭55. 5.30
145	天記 念 然物	清水上の大杉	1	山田中瀬林尾58	上中瀬集落	平 2. 9.20
146	天記 念 然物	今山田の大杉	1	山田今山田	個人所有	平 2. 9.20
147	天記 念 然物	居舟の大かつら	1	山田居舟赤松	個人所有	平 4. 7. 6
148	天記 念 然物	深道ブナ林	1群	山田深道	富山市	平 6.12.12
149	天記 念 然物	鎌倉八幡宮の大桜（エドヒガン）	1	山田鎌倉483	鎌倉八幡宮総代	平 9. 8.29